

人事評価マニュアル改訂のポイント（平成28年9月・平成29年4月）

○平成28年9月の改訂

1. 効率的な業務運営やワーク・ライフ・バランスに資する行動の適切な評価

平成28年4月からフレックスタイム制が原則として全ての職員を対象に拡充されたことに伴い、拡充に先立って発出された「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正について」（平成28年2月25日内閣人事局人事政策統括官通知）を受けて、人事評価は、評価期間において発揮した能力や挙げた業績に基づき適切に行うものであり、フレックスタイム制の利用の有無そのものは、人事評価結果に影響するものではないことを明記。

2. 法令の遵守、セキュリティ・ITに係るリテラシー向上についての適切な評価

- ① 「行政手続法令を含む法令の遵守の人事評価への反映について」（平成27年3月26日内閣人事局人事政策統括官通知）を受けて、法令の遵守は服務規律の遵守・適切な業務遂行の重要な要素となっており、人事評価において適切に反映する必要がある旨を明記。
- ② 「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針」（平成28年3月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定）を受けて、人事評価においても、セキュリティ、危機管理、IT利活用に関し、知識の習得、規律の遵守、適切な業務遂行等の状況を把握し、適切に反映する必要があることを明記。

○平成29年4月の改訂

1. 人事評価の基準、方法等に関する政令の改正

一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の改正により、専門スタッフ職俸給表に4級が追加されたことに伴い、人事評価の基準、方法等に関する政令（平成21年政令第31号）が改正されたため、資料7を改正後のものに更新。